株式会社セキュア 定款

2013年10月15日改定
2014年３月28日改定
2014年８月28日改定
2015年３月31日改定
2017年３月29日改定
2019年３月20日改定
2019年12月30日改定
2020年３月27日改定
2021年６月９日改定
2022年３月29日改定
2023年３月29日改定

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社セキュアと称する。英文では、SECURE ， INC.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．各種セキュリティー機器、セキュリティーシステムの設計、開発、施工、販売、
　　レンタル業務
２．建物内外の保守管理、警備
３．電気通信工事業
４．電気工事業
５．ソフトウエアの研究開発、ソフトウエアの販売
６．建築・土木工事の施工
７．マーケティングリサーチ業務
８．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

１．取締役会
２．監査役
３．監査役会
４．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、16,500,000株とする。

（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
１．会社法第189条第2項各号に掲げる権利
２．会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）
第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決定によって定める。
３　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）
第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の決定において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　集）
第12条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第13条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

２　取締役社長に事故あるときは、取締役会の決定においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（電子提供措置等）

第17条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容の情報について、電子提供措置をとるものとする。

２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるもの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役および取締役会

（員　数）

第18条　当会社の取締役は、11名以内とする。

（選任方法）

第19条　取締役は、株主総会において選任する。

２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第20条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第21条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

２　代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議によって、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第23条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議の方法）

第24条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第25条　当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会の議事録）

第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める

事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）

第27条　取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第28条　当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

（報酬等）

第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第５章　監査役および監査役会

（員数）

第30条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（選任方法）

第31条　監査役は、株主総会において選任する。

２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３　当会社は、会社法第329条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。

４　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤監査役）

第33条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。

（監査役会の招集通知）

第34条　監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。

２　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、出席した監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第37条　監査役会に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（監査役の責任免除）

第38条　当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

２　当会社は監査役との間で、会社法第423条第１項の賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

（報酬等）

第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第40条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第41条　会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結までとする。

２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計算

（事業年度）

第42条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第43条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第44条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。

（配当金の除斥期間）

第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。